

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.017

処 分 名	生産緑地地区内における行為の制限
処 分 の 概 要	生産緑地地区内においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓を行うときは、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地地区内における、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがない施設の次の行為をするときは、許可が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、</li><li>・ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、</li><li>・ 水面の埋立て又は干拓</li></ul> <p>○許可の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設</li><li>・ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設</li><li>・ 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設</li><li>・ 農林漁業に従事する者の休憩施設</li><li>・ 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</li></ul>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地地区内における行為の制限)

第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

- 一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設
- 二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
- 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
- 四 農林漁業に従事する者の休憩施設
- 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

3 市町村長は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。

4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第1項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

7 市町村長は、第4項の規定による通知又は第5項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体が行う第2項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第1項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

9 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第1項から第7項まで及び前項後段の規定は、適用しない。